

令和5年12月西郷村農業委員会総会議事録

日時：令和5年12月18日（月）

午後1時30分

会場：西郷村文化センター大研修室

（会長挨拶）

1 開 会

2 定足数の確認

3 議事録署名人の選出

4 提出議案

（新規）

（1）議案第90号 現況確認証明について（事案第9号）

（2）議案第91号 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）附則（令和4年5月27日法律第56号）第5条に基づき、旧同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（事案第115号から第119号までの5件）

（3）議案第92号 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）附則（令和4年5月27日法律第56号）第5条に基づき、旧同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）（事案第6号）

（4）議案第93号 西郷村農業委員会農地利用状況調査員要綱の一部を改正する要綱について

5 報 告

（1）報告第16号 農地法第3条の規定（公売）による許可報告について（事案第16号）

6 協議事項

（1）協議第7号 令和6年度農作業労賃の水準（案）について

7 その他

（1）令和6年西郷村農業委員会日程等一覧（案）について

8 閉 会

出席委員

- | | | | | | |
|----|------|---------|----|-------|------------|
| 12 | 圓谷光良 | 委員 (会長) | 11 | 遠藤知志 | 委員 (職務代理者) |
| 1 | 鈴木勝晴 | 委員 | 2 | 岩鍋國雄 | 委員 |
| 3 | 高橋正人 | 委員 | 4 | 平山金二 | 委員 |
| 5 | 小林彰 | 委員 | 6 | 菊地由美子 | 委員 |
| 7 | 島田弘美 | 委員 | 9 | 眞船正広 | 委員 |
| 10 | 小針永子 | 委員 | | | |

農地利用最適化推進委員

- | | | | | | |
|----|------|----|----|-------|----|
| 1 | 大竹正樹 | 委員 | 2 | 近藤武男 | 委員 |
| 4 | 加藤武 | 委員 | 5 | 安治章一 | 委員 |
| 6 | 菊地愛美 | 委員 | 7 | 大森一 | 委員 |
| 8 | 徳田幸夫 | 委員 | 9 | 藤井くに子 | 委員 |
| 10 | 相川仁一 | 委員 | 11 | 今井修一 | 委員 |
| 12 | 嶋名恵子 | 委員 | 13 | 須藤好行 | 委員 |
| 14 | 村上久紀 | 委員 | 15 | 蛭田喜一 | 委員 |
| 16 | 眞船良二 | 委員 | | | |

欠席委員 (なし)

欠席推進委員

- | | | | | | |
|---|------|----|---|------|----|
| 2 | 近藤武男 | 委員 | 3 | 緑川浩美 | 委員 |
|---|------|----|---|------|----|

本総会に職務のため出席した者の職及び氏名

事務局	鈴木弘嗣	白土寛典
	蓮見美和樹	

午後 1時30分開会

会長挨拶

……（録音漏れ）……七、八センチ。

なお、これから路面が凍結しますので、皆さん、交通機関等は十分注意されて、そして今日の総会を機に、またお正月に向かって、気を引き締めて過ごしていただきたいと思います。

それでは、今日は議案が4件、報告が1件ございますが、よろしくご審議のほどをお願いします。ありがとうございます。

1 開会の宣告

○事務局（ ） 西郷村農業委員会会議規則第6条及び第16条の規定により、会長が議長となり、議事の進行をお願いいたします。

それでは、議事日程に入ります。

2 定足数の確認

○議長（会長） それでは、議長という大命を申しつかりましたので、暫時の間、議長を務めさせていただきます。

ただいまから、令和5年第12回定例総会を開催いたします。

まず、委員の定足数ですが、農業委員は12名中12名全員出席であります。

推進委員の方では、本日は2番、近藤武男推進委員、3番、緑川浩美推進委員、8番、徳田委員が少し遅れるという報告がありましたので、ご報告します。

以上で、議事には定足数に達しておりますので、総会は始められると思います。よろしくお願いたします。

3 議事録署名人の選出

○議長（会長） それでは、会議に入る前に、本日の議事録署名人を議長から指名させていただきます。

1番、鈴木勝晴農業委員、2番、岩鍋國雄農業委員、よろしくお願いたします。

4 議 事

○議長（会長） それでは、早速、議題を発言いたしたいと思います。

議案第90号「農地の現況確認証明について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（ ） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） ありがとうございます。

ただいまの説明に関連しまして、現地調査の結果の報告を求めます。地区担当推進委員9番藤井くに子委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

○9番推進委員（藤井） 推進委員9番藤井くに子ですが、議案第90号、農地の現況確認証明について結果の報告をいたします。

令和5年11月30日、私、島田農業委員、事務局2名の合計4名で現地の調査及び確認をしてきました。

現地調査の結果は、5ページの現況確認証明確認書どおりで、現況は長年耕作をしていない状況であり、申請地は山林となっている状況です。現況は添付の現況写真のとおりとなりますので、ご確認願います。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

○議長（会長） ありがとうございます。

以上、現地調査の結果のご報告をいただきました。

次に、事務局より農業委員会の意見の説明をお願いします。

○事務局（ ） 特にありません。

○議長（会長） それでは、特に意見がないということですが、この議案に対して、ご意見のある方は、名前を言って挙手して、説明を求めたいと思います。

同行されました島田委員、ありますか。

〔「特にありません」〕

○議長（会長） ありがとうございます。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（会長） それでは、採決したいと思います。

この議案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） ありがとうございます。

委員全員賛成ですので、議案第90号は原案のとおり決定することといたします。

大変にありがとうございました。

○議長（会長） 次に、議案第91号を提案いたします。

議案第91号「農業経営基盤強化促進法附則第5条に基づき、旧同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局（ ） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） ただいまの事務局の説明について、ご意見のある方は、議席番号と名前を言って、挙手を願います。

その他意見はございませんか。

今回提出されたのは新規ということであります。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○議長（会長） それでは、採決いたしたいと思います。

議案第91号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（会長） 委員全員賛成ですので、この議案は原案のとおり決定いたしました。

ありがとうございました。

○議長（会長） 次に、議案第92号の議案を提出します。

議案第92号「農業経営基盤強化促進法附則第5条に基づき、旧同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局よりの説明を求めます。

○事務局（ ） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と名前を言って挙手を願います。

特にその他ご意見はございませんか。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○議長（会長） それでは採決いたします。

議案第92号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（会長） 委員全員賛成でありますので、議案第92号は原案のとおり決定いたしました。

ありがとうございました。

○議長（会長） 次に、議案第93号を議題といたします。

「西郷村農業委員会農地利用状況調査委員要綱の一部を改正する要綱について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いします。

○事務局（ ） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と名前を言って挙手を願います。

特にございませんか。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○議長（会長） それでは、採決いたしたいと思えます。

議案第93号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（会長） ありがとうございました。

全員賛成でありますので、議案第93号は原案のとおり決定いたしました。

ありがとうございました。

5 報告

○議長（会長） 次に、議案は以上でおりましたが、報告事項がございますので、報告事項をお願いします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局（ ） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） ただいまの報告事項について、発言のある方は挙手を願います。

[発言する者なし]

○議長（会長） 特に発言がないようですので、この案件は以上で終わります。

6 協議事項

○議長（会長） 次に、協議事項に入りたいと思います。

日程第6、協議事項に入ります。

協議第4号「令和6年度農作業労賃の水準（案）について」を議題といたします。

事務局より説明を願います。

○事務局（ ） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） ただいま事務局より説明がございました。

協議事項についての説明は終わりましたが、特にご意見のある方は、実際人を雇って農作業に従事している方もおるとお思いますので、忌憚のない発言があれば承りたいと思います。

○8番農業委員（小山田） 8番農業委員、小山田祐一。

ロータリーの値段が水準を上回っている。今年で7,000円と比べて代かき、これ田植可能までになったということですが、そうすると、標準で言うと、粗代を一回かいて、そうすると植代ということで、ロータリー作業で2回やっているんです。その差額は500円しかない。これ、前からずっとどうなのかなとは思っていたんですけれども、昔からそうだからみたいな傾向なのかなと。やはり請け負うほうにしてみると、ロータリー1回と比べてしまうと、毎日、時間と手間をかけてやっているというのは実情。

以上。

○議長（会長） 今、小山田委員の意見がありましたけれども、確かに あたりと比べて、起こして、そして代かきする、同じ機械を使って。プラウだと、また別に機器があるわけだね。

どうですか皆さん、実際。

ほかにご意見ございますか。

眞船さん、どうですか。

眞船委員。

○9番農業委員（眞船） 農業委員9番の眞船です。

先ほどシルバー人材のほうで草刈り作業が1,400円ということがありましたので、この一般作業にも幾つかの項目を設けて、基本はこの福島県の最低賃金から、草刈りの場合は、参考として1,400円とか、そういうものも強いて書いたほうがいいんじゃないかという気はします。

○事務局（ ） 貴重なご意見ありがとうございます。

草刈りに関しては、恐らくですけれども、1年の中でも比較的涼しい時期にやるものと、本当に真夏の炎天下やるものがあると思うんですね。

今確かにおっしゃるとおり、一般の作業と草刈りと分けてという案があるんですけども、この辺は、じゃ、草刈りとしてはどのぐらいの金額で水準額とするかということなんですけども。

○9番農業委員（眞船） 参考意見というか、例えばなんですけれども、気温30度を超えた場合、35度を超えた場合の作業が、危険手当的なもので加算していくというような考え方もあるかと思います。

○事務局（ ） ありがとうございます。

ただ、あまり細かく、もう本当にこちらの水準額に関しては、目安となるものです。もうその状況に応じて、いや、こういうふうに農業委員会出したけれども、昔から 変えづらいなんて言う人も多々いらっしゃるんで、あまり細かくしていてもちょっとあれだと思いますので、じゃ、眞船委員さんは、一般農作業とは別に草刈り作業としてということですね。

2つ、3つぐらいだったらいいとは思いますが、あまり細かくなっちゃってもあれかなと思っております。

○9番農業委員（眞船） 先ほど小山田委員が言ったように、粗代の場合幾らとか、植代幾らという考え方もあると思うんです。

○事務局（ ） ありがとうございます。

では、ここに、一般農作業はあくまでこれはこれで残して、草刈り作業ということで入れる

ということでしょうか。

実は、シルバーですね、今1,400円なんですけれども、4月1日から上げますということで情報が入っております。1,400円でどのくらい上げるかはあれ何ですけれども、1,400円だとしても、これ8時間やったとすると1万1,200円なんです。前回の中でこのくらい出た、どうかなどは思いますけれども。

あと、すみません、委員さん、この比較表ですね、ほかの自治体のとちょっと見比べて、今、ご意見あったので見たんですけれども、確かに当村の差が500円しかないです。ほかの地区だと1,000円とか、これ、大信だと2,000円ぐらいの差はあるんですね。

そうすると、やっぱりここは500円の差ではなくて、1,000円とか1,500円なりの差はあってもいいんじゃないかというところでしょうか。

○9番農業委員（眞船） それは分けてというのも、粗代が幾ら、植代が幾らとやっている

にしてみると、ここは倍、今ままでよりかかっちゃう。果たしていいのかどうかというのがちょっとありますけれども、受ける側として していただければ、実際、燃料も時間も、ここはやっぱり2倍掛けてもとなっても間違いはないのかなと。なかなか粗代を一発で仕上げてやるという人も、まだこの辺ではそんなにいないのかなと。

○事務局（ ） ありがとうございます。

そうしますと、こちら本当に、農業振興の観点から、農作業をやる方が不利になる可能性は、ちょっと本当にここないので、実際にもう、本当に我々ちょっと相場みたいなのが分からないので、実際幾らぐらいだったらみたいなお意見までいただくと非常にありがたいんですけれども、そちらの案をいただいて、これだけの推進策を出してありますので、さらに案をいただくとありがたいなと思います。

○ 番 委員（ ） やっぱり小さい面積をやっている人がどんどんやめていく、そういう状況もある。これからも続くでしょうし、こういうところの賃金が上がると、さらにもっとそれがひどくなるというふうにすると、こういう形がいいのかなと思うところもあるんですけれども、だけど、この倍かかっている労賃というのは、全て受け手が みたいに、思い切っただげていてというのは、僕の感覚ではそういう状況じゃないかなとは思って、果たして500円というのでいいのかどうか。

○事務局（ ） 確かにこの自治体は、本当に1,000円の差がある状況にはなっておるので、ここはさらに500円上げて8,000円を水準額としてもいいかなと、事務局、私としてはちょっと思うんですけれども、不可能でしょうかね。

遠藤さん、どうでしょうか。

○会長職務代理者（遠藤） 代かきなんですけれども、例えば、田植可能までということは、粗くれやって、植代かくじゃないですか。なので、ふだんはロータリーよりは高い設定にしてあって、粗くれと植代をやっぱり2回やれば、粗代の分はちょっと手間が省ける分、植代にその分出るという考え方でやっていくのはどうかなと思うんですよね。粗代と植代と同じだけ時間かかるんだったらそうでもないですよ。なので、ちょっと高めに設定しておいて、粗代はこの人に任せるけど、植代はこの人に任せるとは多分ないと思うので、同じ人にやってもらうので、両方合わせて2回分もらう。10アール当たり7,500円を2回もらうというふうにすれば、トータルでバランス取れるのかなと思うんですけれども、どうでしょう。

○ 番 委員（ ） はやる側の賃金なので、受け手側というのは、あまり関与できないので、ちょっと僕から値段的なところは、今回出させていただいているのか。自分はやるほうだからと言われちゃったら、それまでなんで、今まで意見を出している人もいらっやると思うので、頂いたほうがいいんじゃないかなと思います。

○議長（会長） 今の意見ですが、推進委員の方の農作業、田を耕作している方もおるので、ちょっと推進委員の方の意見もお聞きしたいと思うんですね。

自分であるのをやっている人はあれだけでも、頼んでやっているんだという方がいたら、やっぱり値段に、今のこの金額に対してどうなのかという意見は持っていると思うんですが、どうですかね、皆さん。

○ 番推進委員（ ） ちょっと私の意見では、細かくロータリーが幾らとか、プラウが幾らとかという金額が出ているんですけれども、500円の差がとにかく、田植全部多分一括で請け負うと思うということで、だったら、全部やって丸々の金額、包括で何万とやったほうが、今、粗代とあれかくときの時間でしたが、あってもそこでもカバーできるのかなという金額にすれば。

だから、 というあれで、これだけでもう幾らでと て、3万近くなりましたか、というふうに金額を提示してもいいのかなと思うんですけれども。 の段階で出したとしても、この金額を出しておいて、あとは一括してやっても構わないですよとか。

○事務局（ ） トータルの金額を提示するということですか。

○ 番推進委員（ ） はい。

○事務局（ ） 正直言いますと、これ、もうずっと長年これで作業をやっているんですよ。なので、今までの方、これとこれだからこれみたいな流れがあるというか、そのトータルでに

関しては、やっぱり格差が今こういうふうになっているので、頼む人もそれぞれだと思っ
すね。なので、ちょっと事務局としてあまり作業をさらにここに追加したりとか、あまり全体
というのもちよっとやりたくないというところが正直あります。

具体的に、今言われた全部になると、耕起と代かきと、金額に関してはちょっとご意見、も
し携わっている方がいらっしゃれば、ぜひご意見いただきたいなと思いますので、よろしくお
願いします。

○議長（会長） はい、5番。

○5番農業委員（小林） 先ほど小山田さんが言った、 と代かきが差があるということ
でした。

これは一緒にしていいんじゃないかということでしょうか。 は、結局、一度な
ればおしましですけれども、代かきは、さっき言ったように2回、場合によっては3回もやる
人もいますから。

この日当の考え方としては、代かきは水の中だから、抵抗ないから燃料かからないだろうと
いうことでこの値段なのかななんて思ったんですけれども、いかがでしょうか。

○事務局（ ） そうしますと、ロータリーのものも同額で7,500円という金額提示したの
で、同じ……

○5番農業委員（小林） 俺が間違えていました。少しだから高くというか。

○事務局（ ） 高く。

○5番農業委員（小林） 基本的にこれぐらいだと 。やっているところを
。俺が見ているところが違う。ごめんなさい。

○10番農業委員（小針） 農業委員10番の小針です。

私も請け負う側なので、すごく納得と思ったんですが、この金額のほうの田植可能までと入
ったいきさつが、今議題にしていることと関係しているのかなと思うんですけれども、
起耕と 起耕、あとはあまりこだわらずに、ここに契約の際の目安となるものとなってい
るので、例えば、この田植可能までという文言がなくなればどうなんですかねと、そんな感じ
です。

○事務局（ ） じゃ、そういうことでいいですよ。田植可能までだから、結局、粗くれ
と植代までかいて、それで可能までだから、2回やって7,500円というんじゃなくて、さっき
言っていた、7,500円、7,500円あるから、こっちの額の分、こっちにお金持っていきましょ
うよというふうにできればいいということですよ。

○ 番 委員 () 今のちょっと、これ、お米を作ったことのない人が、 の内規
の中で作った資料だなど見えちゃうので、だからロータリーというやつは植代までの植えたところまでだろうかぐらい、作業は1回でしょうみたいな感覚しかない人が作ったのかなと思って。

○事務局 () この文言がなければいいですね。

○1番農業委員(鈴木) 1番委員の鈴木です。

私も小山田さんと同じく、請け負うほうの立場でやっている。小山田さんは、丁寧にやっているから2回やっているのかな。私は1回でやっている。1回、参考だけれども、私田んぼ持っていないから、代かいて、まとまってから約1万500円から粗代というか、一番最後までやったら、一番上のところにきて、代かきというのはそれでいい。1日でさっき言ったように何枚やったら、時間はやっぱりすごく時間かかる。ただ、何回も入る、何回もというか、日にちをおいては入らない。

○議長(会長) 粗代やって……

○1番農業委員(鈴木) 次々とわたって行って、また一番上に来て代かく。まず1回でそれで決めてしまう。何回もやったって、私の技術ではとどまらないから駄目なの。さっと地動かしただけだから決まんないから、これだけでは十分ではない。

ただ、あとこの料金表の、今これ、村で行っているので参考にして、私もお金を請求するんですけども、この金額をもらったためしはない、私は。ここから減額はします。

結局、頼んで来るといのは、知り合いが来るかな、結局は、少々だから。

だから、まるきりの紹介通して他人が来てやってくれるというんだったら、このとおりに取るんだけれども、顔見知りで隣近所でやっているから、だったら、何反歩やって、尻こうパッと切ったりして、それで終わりにするんですよ。

それで、私もやっぱりいろんな、ショウジ君からも機械で配達してくれたり、ショウジ君も半分切ってくれる、これでいいよとなってくれるから、こうやってお互いさまという感じでやっています。

あと、結局、私も請け負うほうだから、これは高ければ高いほどうれしい。ただ、払うほうの立場では、すごい金額です、これ。これが金額がどんどん高くなってくると、結局、百姓やめるしかない、みんな頼むしかないということで、自分でできなくなるからみんな貸している。そうすると、大規模農家しか残らなくなる。小規模農家は全然機械買えないんだからやっけないという状況が出てくると思う。そのバランスを考えていかないと、これからは西郷村も

集積とか何とかもあると思うんだけど、なかなかうまくまわらないと思う。

値段は高く、代かきの値段はこれよりも高ければ高くてもいいと思います。機械が入って、それもロータリーと違う機械を使うから。それも100万、200万もかかるんだから、あの機械、代かきだけだけれども。その別な機械の代金が高いということを買ってやんなくちゃないところはやっぱりあると思うので、水の中だから抵抗ということだけれども、逆に水の中だから抵抗ある、水圧。水というのはすごく程度を削ります。

だから、でかい機械買えばすごく金額も高くなるから、これは高くなっても仕方ない値段では代かきのやつはあると思います。ロータリーの幅と代かきの幅全然違いますから。これは、この値段よりも高くなっていると思うんだけど、私はやる側だから、ただ、やってほしいという人がどこまでの値段出せるかというのが、全然私たちは分かりません。ただ、本当にこれ、どんどん突き詰めていくと、まるきり小規模のやっている人たちができなくなります。

そうすると、やっぱりこれは、金額はこれとは話違うけれども、逆に言うと、小規模の人に補助金を出すくらいの方策をやってもらって、村で何パーセントか補助すると。やってもらうのに何パーセントか補助するという逆の方策を考えなくちゃならなくなると思います。

今、代かきの値段はたしか私も上げたけれども、この値段よりも確かに。ただ、これ以上のことはちょっと懸念します。

○議長（会長） 意見がいろいろ出ましたけれども、確かに頼むほうは水準が安いほうがいいです。頼まれるほうは、やっぱり機械も油も高騰しているから、少しでも高くもらいたい。でも、やっぱり5年も10年も同じ人に頼まれているのは、この規定は、今回3万円だから3万円というわけにはいかないと思うんだね。やっぱりお互いに歩み寄って、いい線で今は落ち着いてみんなやっているんだろうと。

私としても、やはり考えて、10年も付き合っている方が、こうなったからこれだけくれよとは言えないし、そこは本当にやっぱりお互いに話し合い合って、いい方向にもっていかなくちゃならんと思うんですね。

ただ、まだ一応の目安として、やっぱり農業のこの労賃の中、こういう機械も大型化されている時代ですから、それに見合った金額の設定はある程度しておかなくちゃならないと思うんですね。

そんなところで、いろいろ問題はありますけれども、一つ一つ、これはこうだ、ああだとは、一概には言えないと思うので、大体その基準として、よその農業委員会からこの基準を見ても、西郷村は高い設定にはなっているんですね、今まで。

そんなところで、この今日の労賃水準なんですけど、大体この辺で落ち着いて、これでお互いが納得いくような方向で、あと作業の内容については、まだそれ、田んぼの状態とか、畑の状態とかいろいろありますとか違ってくると思いますけれども、こんなことで、どうですか、一応案として出された案ですが、何かほかに意見があれば皆さんのほうから。

大竹推進委員、何かありますか。

○1番推進委員（大竹）　今までいろいろ意見聞いていると、先ほど代かき2回やるから2倍取ったらいいんじゃないかみたいな話しあったんですけども、そうすると、先ほど鈴木さんが言っていたように、農業頼めなくなっちゃうと思うんですね。それを考えると、他市町村と同じように、この同じ値段じゃなくて、1,000円ぐらい差をつける。例えば3,000円にするとか、そういったことが妥当なのではないかなと私は思っています。

以上です。

○議長（会長）　ほかにご意見等ございますか。

推進委員の大森さん、何か意見ありますか。

○7番推進委員（大森）　推進委員7番の大森です。

今まで意見を聞いていましたが、小山田さんが言うのも分からないわけではないんですけども、さすがに一気に上げるというのは難しいのかなと思いますので、取りあえず、ここ、周りと合わせるような感じで、徐々に上げていくという感じがいいのかなというような感じはします。

○議長（会長）　皆さん、貴重な意見大変にありがとうございます。

この水準なんですけど、やっぱり代かきは大変なんですよね。そういうことで、じゃ、田畑起耕は500円アップで7,000円になったと。代かきは、やっぱり1,000円くらいどうなんだかなという、そこで落ち着かせて、一回今年度の水準をやってみて、高い安いは出てくると思いますが、どうですか皆さん、ここら辺で。

代かきは確かに大変だよ。水が田んぼに入ると、機械も傷むのは、やっぱり相当な力でしょう。空の田んぼを起耕するのと、水の中に機械を入れて代かきやるんならば、そっちのほうがやっぱり機械も人も安全だし、そういうことで、代かきのほう値段もうちょっと、7,500円を8,000円にして、あとは7,500円のところを違えて、どうでしょうかね、皆さん、そういう点でやったほうが、私は、今年度やってみて、さらにはまた周りの市町村との兼ね合いもありますから、この辺で落ち着かせてこれからやっていくのがいいんじゃないかなと考えるんですが。

その他、特に意見がございますから。

あと事務長のほうで何か気がついたことあったら。

○事務局（鈴木） では、確認なんですけれども、代かきのほうは、10アール当たり8,000円というのを、あくまで水準額ですから、これは状況によって変わってきますので、8,000円という形にさせていただきたいんですけれども、先ほど眞船委員さんがおっしゃりましたように、草刈り作業ですね、機械ということで明記をしたいんですけれども、シルバー、機械じゃない草刈りもありました。そちらは時給900円ぐらい、安いんですね、機械に比べて。それこそ危険じゃないという。ただ、あまり農作業労賃で草むしりなんかはないと思いますので、草刈り作業（機械）となっているので、作業に入りたいと思うんですけれども、こちらの金額なんですけれども、幾らぐらいが妥当かななんですけれども、先ほどシルバーが1,400円1時間、これ掛ける8にしますと1万1,200円です、税抜きです。

○ 番 委員（ ） 先ほどの草刈りのシルバーのほうですけれども、機械持込みなんですよね。その値段だと思ってるんですけれども、こちらの場合は、作業だけなのか、機械持込みなのかという、そこら辺によって大分値段が変わると思うんですけれども、その辺は考慮されているんですか。

○事務局（鈴木） この一般農作業を決めるに当たって、正直、そこまでは想定はしておりませんでした。今までそこまでは考えていなかったんです。ただ、今年の夏は本当に暑くて、炎天下の中での作業が非常に危険を伴うぐらいのものでした。なので、議員さんも心配されてと言いますか、一般質問があったわけなんですけれども、その辺も、事務局ではあれなんで、もうそこは委員さんの意見で、基本的には頼む場合は持込みですよ、きっと。貸し出すことはないと思うんですけれども、持ち込んだ上での金額が妥当かなと思うんですけれども。

○4番推進委員（加藤） 先ほどのシルバー人材のほうは、多分、手作業だけだと、その燃料とか機械の維持費とかかかかないので安いんだと思うんですよ。機械でやった場合は、1,400円というのは、多分機械の消耗品と燃料代とか加味されて値段の設定されていると思うんで、ここに一概に一律、どっちも同じではなくということになると、ちょっと違ってくるのかなというふうに私は思う。

○事務局（鈴木） そうすると、その貸し出す人もいれば、持込みの人もいるということですね。

本当に農作業、本当に細かく細分化されちゃうんですよ。そうなってしまうと、この表になんか入らないですよ。だからあまり細か過ぎるのもどうなのかということで、この比較表を見

ていただくと、大体どこの自治体もこういった作業にはなっているんですよ。

○4番推進委員（加藤） 一般作業と書いてあるのは、多分人件費だけだと思うんですよ。だから、機械持込みは別途とか、そういうふうには書けばよろしいんじゃないかなと思うんです。

○事務局（鈴木） その辺も想定しまして、作業内容によって勘案するという部分は、そういうことでございます。作業内容によって、持込みのところでは機械を持ち込んだり、燃料もそちらが負担してくださいという場合もあると思いますので、そこは勘案してくださいということで入れさせていただいております。

今、加藤委員さんからご意見あったとおり、眞船委員さんから草刈りに特化したもの、項目つけてもいいんじゃないかという意見もいただいておりますけれども、確かに人件費だけであれば、この金額ぐらいで大体は落ち着くとは思われます。あとは作業内容を勘案するということを明記させていただいておりますので、あとはお互い話合いの中でその内容によって決めていただくという形でもいいのではないかとちょっと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（会長） 眞船委員。

○9番農業委員（眞船） すみません、農業委員9番、眞船です。

先ほどから話になっている草刈り機械、この場合は草刈り機持込みの場合にという形だけ一言入れれば、もう少し違ってくるのではないかとということで、いかがでしょうか。

○事務局（鈴木） 摘要の欄に、草刈りの場合は、もう1項目を作っていくということですか。

○9番農業委員（眞船） この作業内容によって勘案するというところに、例えば「草刈り機持込みの場合は別途とするなど」という形に記述で、そうすれば、この協議は、こういう場合は協議するんだとか、この作業内容というのは曖昧過ぎて、ちょっと分かりにくいところもあるのでという考え方の形なんです。

○事務局（鈴木） この辺はどういう表現していいか、正直事務局としてのところは悩みまして。

○9番農業委員（眞船） 自分も人を頼んだりシルバー頼んだりするんですけども、作業内容というのは、そのときによってきつかったり軽かったりというものもあるのでというのもあるんです。

○事務局（鈴木） ありがとうございます。

では、この摘要欄に、草刈りの場合に関してのメモを明記するという形を取らせていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（会長） では、異議ないですね、 委員。

○ 番 委員（ ） はい。

○議長（会長） それでは、代かきのところは、結局、粗くれと本代で一応8,000円という案でどうかなという私の意見出したわけですが、それで大体この数字を提示して、これで来年度ですか、やられたらどうかと私は思うんですが、皆さんのまた意見があれば伺います。

○ 番推進委員（ ） 目安ということね。

○事務局（鈴木） あくまで目安です。

○議長（会長） これは目安だね。高い安いは、そのときのまた状況によるでしょうけれども、高いと、やっぱり頼む人と頼まれる人の信頼関係もございますから、どうかその辺で落ち着かせていきたいと私は思っております。

特にご意見等ございますか。

〔「なし」〕

○議長（会長） なければ、この案件、労賃の水準額を大体決めておいたほうがいいなと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」〕

○議長（会長） なお、これは事務局のほうで、その文言に関してはまた入れた後……

○事務局（鈴木） 草刈りに特化した部分で、何かそこが一番ポイントになってくると思いますので、そこは摘要欄、検討して明記したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（会長） では、今までいろいろ話し合った内容で、金額については、それなりのことになるとと思いますが、この案件は以上でよろしいでしょうか。

委員の皆さん、賛成の方は挙手を願いたいものです。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） ありがとうございます。

では、そういうことで、この労賃のあれは、事務局でもまた直して。

○事務局（鈴木） 了解しました。

○議長（会長） じゃ、よろしくお願いします。

7 その他

○議長（会長） 次に、その他の事項に入ります。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（鈴木） それでは、総会資料24ページをお開き願います。

令和6年西郷村農業委員会日程等一覧（案）でございます。

まず、右側に総会開催日の案がございまして、それに対して、受付締切というのは、申請の受付の締切りとなります。こちらは、行政書士とかが参考にするものでございます。

会場は、今と同じ大研修室のほうを予定しておりますので、ただ、案でございますので、急遽変更になる場合もありますので、その場合には、速やかに皆様に連絡のほうをさせていただきたいと思っております。

あと、こちらはあくまで定例総会になりますので、場合によって臨時総会の可能性はありますので、ご承知おきいただきたいと思っております。

あと、私のほうからその他ということ、実は前回の総会で、西郷村新春村民のつどいに関しまして、皆様に通知のほうをさせていただきました。今のところ、農業委員さん4名、会長、職務代理者、農業委員さん2名の申込みがありまして、これはなるべく皆さんにご参加をいただければと思ひまして、13日午後5時からなんですけれども、申込み自体は今週金曜日になっておりまして、料金3,000円でございます。特に参加申込み記入とかはできません。お金だけいただければこちらで進めてまいりますので、ぜひご検討していただいて、一人でも多くの委員さんにご参加のほうをお願いできればと思ひます。よろしくお願ひいたします。

では、続きまして、タブレット端末についてお知らせがございまして。

皆様の机の上に資料を配付させていただいております、西郷村農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準の資料をご覧ください。

こちらは、現在準備を進めておりますタブレット端末について、西郷村農業委員会における運用基準及び関連要旨を作成したものととなります。

内容をご覧くださいますと、タブレット端末の取扱いに関する事項や運用に関する事項が明記されております。詳細は、基本的な内容になっておりますので、各自読んでいただければと思ひます。

そして、今後はこの基準に沿ってタブレット端末を運用していくこととなりますので、ご認識のほどよろしくお願ひいたします。

また、あさって、20日水曜日の午後2時から開催されますタブレット研修について、参加される皆様には、机の上に開催通知のほうを配付しておりますので、併せてご覧ください。

こちら、該当される方につきましては、ご参加の際、ご印鑑と、あとは当日タブレットをそ

のまま使用していただくためにお持ち帰りいただきたいと思っておりますので、持ち運ぶバッグ等のご準備をよろしくお願いいたします。

続いて、活動記録簿について、11月分の活動記録簿の締切りになっておりますので、お持ちの方は事務局までお持ちください。

また、本日総会分の活動記録簿、皆さんの机の上に配付しておりますので、右上の欄にお名前をお書きいただいて、お帰りの際は、そのまま置いてお帰りいただければと思います。

引き続き、活動記録簿の作成にご協力をお願いいたします。

そして、農業委員会手帳について。

こちら配付物として皆様の机の上に配付させていただいておりますが、こちらの農業委員会の手帳となりますので、ぜひご活用いただければと思います。

最後に、事務局の移転について。

既にご存じの方も多いと思いますが、12月4日から、改善センターから、こちら文化センターの大研修室出て正面側に事務局のほうを引っ越ししておりますので、ご用の際は、お間違えのないよう文化センターの事務局のほうまでお越しいただければと思います。

私からは以上となります。

8 閉会の宣告

○議長（会長） それでは、以上で議案全て可決されましたので、以上で議長の座を下ろさせていただきます。ありがとうございました。

○事務局（ ） 以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。

それでは、以上をもちまして、西郷村農業委員会第12回定例総会を閉じます。

ありがとうございました。

午後 3時00分閉会